

JIS

照明器具—第 2-22 部： 非常時用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-22 : 2014

(JLMA/JSA)

平成 26 年 11 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント 協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	早田 敦	電気事業連合会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤倉 秀美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 12.7.20 改正：平成 26.11.20

官 報 公 示：平成 26.11.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
22.1 適用範囲	1
22.2 引用規格	1
22.3 用語及び定義	3
22.4 試験に関する一般要求事項	7
22.5 照明器具の分類	7
22.6 表示	8
22.7 構造	9
22.8 沿面距離及び空間距離	12
22.9 保護接地	12
22.10 端子	12
22.11 外部及び内部配線	12
22.12 感電に対する保護	12
22.13 耐久性試験及び温度試験	12
22.14 じんあい、固形物及び水気の侵入に対する保護	14
22.15 絶縁抵抗及び耐電圧	14
22.16 耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	14
22.17 測光データ	15
22.18 切替動作	17
22.19 高温動作	17
22.19A 非常灯及び非常時用照明の機能を備えている誘導灯の高温動作	17
22.20 電池内蔵形非常時用照明器具の充電器	18
22.21 非常点灯の点検装置	18
附属書 A (規定) 電池内蔵形非常時用照明器具用の蓄電池	19
附属書 B (規定) 照明器具の分類	21
附属書 C (規定) 輝度測定	23
附属書 D (参考) 休止モード及び停止モード設備	25
附属書 E (規定) 電池内蔵形可搬式非常時用照明器具に対する要求事項	26
附属書 JA (規定) 非常灯及び誘導灯の分類及び表示	30
附属書 JB (参考) 非常時用照明器具の種類	32
附属書 JC (参考) JIS と対応国際規格との対比表	34
解 説	38

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会 (JLMA) 及び一般財団法人日本規格協会 (JSA) から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 8105-2-22:2000** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 8105 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 8105-1 第 1 部：安全性要求事項通則

JIS C 8105-2-1 第 2-1 部：定着灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-2 第 2-2 部：埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-3 第 2-3 部：道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-4 第 2-4 部：一般用移動灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-5 第 2-5 部：投光器に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-6 第 2-6 部：変圧器内蔵白熱灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-7 第 2-7 部：可搬形庭園灯器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-8 第 2-8 部：ハンドランプに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-9 第 2-9 部：写真及び映画撮影用照明器具に関する安全性要求事項 (アマチュア用)

JIS C 8105-2-11 第 2-11 部：観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-12 第 2-12 部：電源コンセント取付形常夜灯に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-13 第 2-13 部：地中埋込み形照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-14 第 2-14 部：管形冷陰極放電ランプ (ネオン管を含む) 用照明器具及び類似器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-17 第 2-17 部：舞台照明、テレビ、映画及び写真スタジオ用の照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-19 第 2-19 部：空調照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-20 第 2-20 部：ライティングチェーンに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-22 第 2-22 部：非常時用照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-23 第 2-23 部：白熱電球用特別低電圧照明システムに関する安全性要求事項

JIS C 8105-2-24 第 2-24 部：表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項

JIS C 8105-3 第 3 部：性能要求事項通則

JIS C 8105-5 第 5 部：配光測定方法

照明器具—第 2-22 部：非常時用照明器具に関する 安全性要求事項

Luminaires—Part 2-22: Particular requirements— Luminaires for emergency lighting

序文

この規格は、2014 年に第 4 版として発行された **IEC 60598-2-22** を基とし、対応する部分については対応国際規格を翻訳し作成したが、技術的内容を変更し、更に対応国際規格には規定していない非常灯及び誘導灯に関する事項を追加した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所、並びに**附属書 JA** 及び**附属書 JB** は、対応国際規格を変更している事項又は対応国際規格にはない事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JC** に示す。

この規格は、**JIS C 8105-1** と併読して用いる。

22.1 適用範囲

この規格は、1 000 V 以下の非常用電源で、電気光源を使用し、かつ、避難照明、高度危険作業域照明、スタンバイ照明など非常時に用いる照明器具（以下、非常時用照明器具という。）の要求事項について規定する。非常時用照明器具は、特に指定がない限り、非常灯及び誘導灯を含む。

この規格は、高圧放電ランプ用照明器具に対して、非常時以外での電圧降下が及ぼす影響は扱わない。

この規格は、非常時用照明に用いる装置の一般要求事項を規定する。

この規格で“ランプ”の用語を使っている箇所は、該当する場合には、“光源”の意味を含む。

注記 1 この規格において、非常時用照明器具は、この規格を適用する照明器具全体をいい、**22.3.2A** に規定する非常灯は、建築基準法に基づく照明器具をいう。この規格の適用範囲に含む各種の非常時用照明器具の関係は、**附属書 JB** 参照。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60598-2-22:2014, Luminaires—Part 2-22: Particular requirements—Luminaires for emergency lighting (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

22.2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。